

第三管区海上保安本部公示第57号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年11月27日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 千葉県山武土木事務所
(2) 住 所 千葉県東金市東新宿 1-11

2 水路測量を実施する区域及び期間

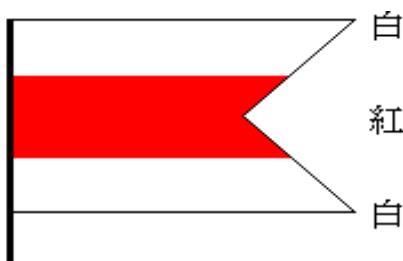
- (1) 区 域 九十九里・南九十九里二号地区海岸 白里海岸（付図のとおり）
(2) 期 間 許可日から令和7年2月16日

3 水路測量の実施方法

DGPSによる測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

付図



測量区域

海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海しるにて作成